**令和５年度第４回岩国市環境審議会の結果について**

**１　会議名**

令和５年度第４回岩国市環境審議会

**２ 開催日時・場所**

　 令和６年２月19日（月）　午後１時30分から45分（岩国市役所・53会議室）

　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後３時30分（岩国市役所・51・52会議室）

**３　出席した者の氏名**

　（委員）

　　藤野完二（会長）、木村圭一（副会長）

　　河本智勇、石元貞子、竹下直彦、福田博一、宇野勝子、藤谷允子、角貞明、下松理恵、木村繁

　（事務局）

　　環境政策課　課長：藤井哲夫、環境企画班：江頭遼

　（担当部署等）

　　環境事業課　課長：村重典則、企画室長：青木肇、企画室：山田寛、重村紀幸

　　環境政策課　環境衛生班長：山本屋覚工、環境衛生班：片山大樹

　　株式会社東和テクノロジー　清水文雄、山下健司

　（関連部署）

　　環境施設課　課長：古本健二郎、下水道課　課長：瀬戸正義、都市排水施設課　主査：村上守

**４**　**議題**

審議会の会長及び副会長選出について

岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について

騒音等地域変更について

**５　公開・非公開の別**

公開

**６　傍聴人数**

**０**人

**７　会議概要**

諮問書手交式

《審議等事項》

環境審議会の会長・副会長の選出

岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について

　　騒音等地域変更について

（事務局）

ただいまから「悪臭及び騒音等地域変更について」の諮問書の手交式を行います。

それでは、環境審議会を代表して藤野様、前のほうへお願いします。

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の

変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

１　諮問事項

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について

２　諮問の趣旨

悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法では、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を指定することとされております。

地域の指定は、原則として都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の定められている地域に基づいて行っており、今回の諮問は、令和５年12月28日に行われた用途地域の変更を受けて、地域の指定を変更しようとするものです。

つきましては、変更が周辺環境等を考慮した適切な地域指定となっているか、御意見をいただきたく、諮問いたします。

（藤野委員）

お受けします。

51・52会議室へ移動

（事務局）

それでは議事に入りたいと思います。

本日は、委員12名のうち11名が出席されていますので、岩国市環境審議会条例第６条第２項の規定であります、過半数の７名以上の出席により、本日の会議が成立していることを報告しておきます。

それでは「岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について」に入りたいと思います。

担当課から説明をお願いします。

担当課（環境事業課）から

　　(１)①パブリックコメント募集結果　②第３回岩国市環境審議会以降の素案修正について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料に沿って説明～

ただ今の説明に対し、ご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。

（委員）

岩国市の人口は13万人ですよね。13万人もいるのに、２人だけの意見というのは、非常にさみしいですね。

（会長）

委員の発言に重なるところもあるのですが、事業課の取組の広報がいかに重要か、周知が行き届かなかった部分があるのかなと思います。それから質問項目を見てみると、小型家電の取り扱いについてはカレンダーに記載されていますが、これが案外読まれてない。その他のことについても同様です。

今後こういったことをクリアするためにも、広報のやり方を前向きに検討いただきたいです。ただそれは、市の当局だけが抱え込んで苦しむのではなく、市民団体にも協力いただいて、積極的に打ち出していく必要があると考えます。小型家電の回収ボックスについて興味があるので時々覗くのですが、意外と使用頻度が少ない。こういったことをもう少し広報していただきたい。

（担当課）

ありがとうございます。周知啓発については今回のパブリックコメントで色々と課題、行政側が気付かない点も発見されましたので、今後検討させていただきます。

～担当課（環境事業課）から

【追加説明】第３回岩国市環境審議会以降の素案の修正について

（会長）

ただ今の説明に対し、ご質問等ございますか。

ないようなので次の議事に移ろうと思いますがよろしいですか。

それでは、本日最後の議事である「騒音等地域変更について」に入りたいと思います。

担当課から説明お願いします。

担当課（環境政策課）から

（１）騒音等地域変更について

　　　　　　資料に沿って説明～

（会長）

ただ今の説明に対してご質問等ございますか。

資料３の１を見ると、悪臭の方は変更なしということですか。

（担当課）

そうですね。一番厳しい基準のところを適用しております。

（会長）

騒音のところの一部三角形の場所に規制が入ったのですか。

（担当課）

元々規制はあったのですが、ワンランク上の規制を適用しています。

（委員）

先ほどのお話の中で、この区域の中にはこれに該当する工場であるとか、そういったものはないということで確認されたのですね。

（担当課）

騒音・振動に関しましては、２つの事業所があるのですが、悪臭に関しましてはそういった事業所等はありません。

（委員）

苦情が出ていないというだけでなく、確認をしたということでいいのですね。

（担当課）

そうです。

（委員）

あのあたりは今から高層ビルが建設されるといったところも考えられると思いますが、そういった場合でも、これは適用されるものなのですか。

（担当課）

はい、適用されます。

（委員）

苦情があった際に、当局がそこにいって、感知器とかがあるのですかね。検査されるということですか。

（担当課）

騒音に関しては、市の方で測定器を持っていますので測定は可能です。ただ悪臭に関しては市で分析ができないので、専門業者の方に委託するということになります。

（委員）

測定期間としては、例えば１日の間に何時間か臭いかを測定するのか、それとも今匂うから出動するということなのかどっちですか。

（担当課）

１週間とかではないですね。ある程度匂いが発生しているときに、空気中にどういうものが含まれているかを分析するようになります。

（委員）

この地区に新しいお店を出そうとしたときに、悪臭とか騒音について、届け出る必要があるんですよね。

（担当課）

岩国市のHPに規制地域について掲載していますので、届出が必要となる場合には出してもらうことになっています。

（会長）

それでは、ご異議がないようでしたらこれにて終了したいと思いますが、よろしいですか。

質疑を終了して、答申書についての検討に入りたいと思います。

それでは、私の方から一つ目の諮問事項である「岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について」に対する答申書について提案させていただきます。

《答申書の配布及び説明》

岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和５年７月26日付けで諮問のありました岩国市一般廃棄物処理基本計画の策定について、当審議会で慎重に審議を行った結果、市から提示された計画案の内容で妥当であるという結論に達しましたので、答申します。

　　なお、計画の推進にあたり、特に別紙に記載の点について留意いただくよう、答申の付帯意見として申し述べます。

付　 帯 　意 　見

１　循環型社会形成の推進にあたっては、幅広い年代の人々に、そして市街地や中山間地域など市内全域にわたって、ごみの減量やリサイクル等の認識や取組など、環境に対する意識を持ってもらうことが重要である。そのためには、市民自身で体験していただくことが有効であることから、ごみ分別やリサイクルに関する出前講座やごみ処理施設見学での体験学習、イベントの資料展示での周知啓発などを、引き続き市民団体等と協働・連携して実施することにより、環境教育の充実を図っていただきたい。

特に、小学生や中学生など、将来を担う世代の人々への環境教育は、重点的に実施していただきたい。

２　地域社会との関わり方や共同体への参加意識など時代とともに変化し、ＳＮＳを活用した人間関係ネットワークが新たに生まれるなど、人々の意識や行動が多様化しているなか、環境への取組に対する市民意識向上の推進にあたっては、庁内関係部署が協力して、効果的な施策を実行していただきたい。

３　食品ロス削減に向けては、家庭から出る生ごみ等の減量やリサイクルの推進だけでなく、食品産業や外食産業等から排出される事業系食品廃棄物等の減量や資源リサイクルの推進も重要であり、さらに、フードバンク活動や子ども食堂など、まだ食べられる食品の有効活用や食の支援などの取組とも関連がある。

したがって、その施策の推進にあたっては、環境・福祉・生産流通などの多くの分野にまたがることから、関係機関等との連携を図り、一体となって食品ロス削減に取り組んでいただきたい。

４　プラスチック資源循環法の施行に伴い、容器包装プラスチック以外の製品プラスチック資源化に向けた対応が必要であるが、暮らしにかかわる日用品が多種多様になるなか、製品プラスチックの処理方法や収集体制を検討するにあたっては、市民にわかりやすく、効果的な分け方・出し方となるよう工夫していただきたい。

特に、ごみの分け方・出し方の市民への周知啓発は、事前に、十分に実施していただきたい。

５　公共用水域の水質保全のためには、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設整備の推進、そして、適切な維持管理が重要であり、その施策の推進にあたっては、生活排水処理にかかわる市民の理解と協力が不可欠なことから、関係機関等と連携しながら、市民意識向上のための周知啓発に取り組んでいただきたい。

続きまして、二つ目の諮問事項である「騒音等地域変更について」に対する答申書について提案させていただきます。

《答申書の配布及び説明》

「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の

変更について（答申）

令和６年２月19日付で諮問のありました「悪臭防止法規制地域」及び「騒音・振動規制法指定地域」の変更について、当審議会で慎重に審議を行った結果、周辺環境等を考慮した適切な地域指定となっており問題ないとの結論に達しましたので、答申します。

このようにまとめてみましたが、ご意見等ございますか。

ないようですので、本日ご提案した内容で、これまで同様、私の方で市長への答申書を作成し、市長に提出させていただきます。

なお、後日作成される本日の議事録につきましては、石元委員、宇野委員に署名していただきますようお願いします。

他にご意見、ご質問などがなければ、本日の会議を終了したいと思います。その他、何かありましたら事務局よりお願いします。

（事務局）

本日は、委員の皆様には、大変ご熱心にご審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして「令和５年度第４回岩国市環境審議会」を閉会します。